

国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程を次のとおり制定する。

平成17年1月26日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 教 規程第4号

国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則(以下「規則」という。)第4条第2項に定める大学院に置かれる研究部及び教育部の名称並びに第22条第1号から第4号及び第23条第1号から第4号に定める部局長及び副部局長の呼称について定めるものとする。

(共生科学技術研究部)

第2条 規則第4条第2項に規定する共生科学技術研究部は、共生科学技術研究院と称することができる。

2 規則第22条第1号に規定する共生科学技術研究部長は、共生科学技術研究院長と称することができる。

3 規則第23条第1号に規定する共生科学研究部副部長は、共生科学技術研究院副院長と称することができる。

(工学教育部)

第3条 規則第4条第2項に規定する工学教育部は、工学府と称することができる。

2 規則第22条第2号に規定する工学教育部長は、工学府長と称することができる。

3 規則第23条第2号に規定する工学教育部副部長は、工学府副府長と称することができる。

(農学教育部)

第4条 規則第4条第2項に規定する農学教育部は、農学府と称することができる。

2 規則第22条第3号に規定する農学教育部長は、農学府長と称することができる。

3 規則第23条第3号に規定する農学教育部副部長は、農学府副府長と称することができる。

(生物システム応用科学教育部)

第5条 規則第4条第2項に規定する生物システム応用科学教育部は、生物システム応用

科学府と称することができる。

2 規則第22条第4号に規定する生物システム応用科学教育部長は、生物システム応用科学府長と称することができる。

3 規則第23条第4号に規定する生物システム応用科学教育部副部長は、生物システム応用科学府副府長と称することができる。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、研究部、教育部等の呼称について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程に定める呼称が、大学設置・学校法人審議会への事前届出を経て、文部科学大臣により本学の中期目標の変更及び中期計画の変更の認可がなされるまでの間は、第2条から第5条の規定にかかわらず、その運用については、別に定める国立大学法人東京農工大学大学院に置かれる研究部、教育部等の呼称を定める規程の暫定的運用に関する規程の定めるところによる。